

国立大学法人高知大学国際・地域連携推進機構規則

平成 25 年 9 月 25 日
規 則 第 41 号

最終改正 令和 6 年 3 月 25 日規則第 77 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第 10 条第 1 項の規定に基づき国立大学法人高知大学に設置する国立大学法人高知大学国際・地域連携推進機構（以下「機構」という。）に関し、同条第 2 項の規定に基づき必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 機構は、高知大学の国際連携及び地域連携に関し、全学的な連携及び学外機関との連携を通じ、地域の振興と地域社会の健全な維持・発展に資する各種事業を円滑に実施するとともに、高知大学が行う教育、研究及び社会貢献の国際志向及び地域志向を推進することを目的とする。

(任務)

第 3 条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 高知大学の国際連携及び地域連携の総括に関すること。
- (2) 地域の振興と地域社会の健全な維持・発展に資する各種事業の実施に関すること。
- (3) 高知大学が行う教育、研究及び社会貢献の国際志向及び地域志向の推進に関すること。
- (4) その他必要な国際連携及び地域連携に関すること。

2 機構の業務については、次世代地域創造センター及び関係部署が連携して行うものとする。

(機構長及び副機構長)

第 4 条 機構に、機構長及び副機構長を置く。

- 2 機構長は、学長をもって充てる。
- 3 副機構長は、理事（地域連携・広報・ウェルビーイング担当）をもって充てる。

(機構会議)

第 5 条 機構に、全学的な連絡調整その他機構に関する重要事項を審議するため、機構会議を置く。

- 2 機構会議については、別に定める。

(国際連携推進委員会)

第5条の2 機構に、国際連携に関する事項を審議するため、高知大学国際連携推進委員会を置く。

2 高知大学国際連携推進委員会については、別に定める。

(事務)

第6条 機構の事務は、関係各課の協力を得て、研究国際部地域連携課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成25年9月25日から施行し、平成25年9月1日から適用する。

附 則 (平成26年3月26日規則第92号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第116号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月9日規則第127号)

この規則は、平成28年3月9日から施行し、平成27年11月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月25日規則第153号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日規則第86号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月19日規則第43号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月27日規則第70号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日規則第100号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月28日規則第101号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月29日規則第50号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月25日規則第77号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。